

## 現下の雇用情勢に対応した取組について

世界的な金融市場の混乱に端を発した急激な景気後退により、本道においても、自動車などの輸出産業や関連する企業の生産、非正規労働者などの雇用への影響が見られ、本道の雇用情勢は厳しい状況に直面している。

このため、道としては、現下の厳しい雇用情勢に対応するため、北海道経済・雇用対策推進本部を開催し、今後の雇用対策として、次の事項について早急に取り組むものとする。

### 1 既の実施してきた対策

#### (1) 情報の収集・共有

- ・ ハローワークや市町村などと連携し、また、道として必要な調査なども実施しながら、雇用動向に関する情報を迅速・的確に把握

#### (2) 経済団体、企業への要請

- ・ 経済団体への雇用維持等に関する要請（12/10実施済み）
- ・ ものづくり企業に対する雇用維持に関する知事要請文の送付（12/18発送済み）
- ・ 企業訪問による雇用維持、内定取消防止等の要請（12/16など 随時）

#### (3) 特別労働相談等の実施

- ・ 本庁及び各支庁に雇用調整関連特別労働相談室を開設（12/10設置済み）

### 2 緊急に取り組む今後の対策

#### (1) 就職支援対策

##### 求職者に対するセミナー等の実施

- ・ 非正規労働者で雇止めなどになった求職者の再就職を促進するため、職業訓練を実施するとともに、来年1月に就職活動支援のためのセミナー、カウンセリングを実施

##### 就職促進会（面接会）の開催

- ・ 平成21年3月卒業予定の高校、大学等の就職未内定者、雇止めなどになった非正規労働者等を対象とした就職促進会（面接会）を開催（2月初旬以降順次）

##### ものづくり産業やIT産業の合同企業説明会の開催

- ・ 自動車、電気電子、一般機械など道内のものづくり産業への就職促進を図るため、学生や一般求職者向けに「ものづくり産業合同企業ガイダンス」を開催  
(1/22)
- ・ IT産業への就職促進を図るため、学生等を対象に「新規採用企業合同説明会」を開催（2/14）

## **国と道が共同で実施する就職支援事業の実施**

- ・ 国の20年度補正予算で措置された「緊急地域共同就職支援事業」を国と道が共同で取り組み、職場見学会や企業の人材確保等に関するコンサルティング、求職者に対する職業相談・職業紹介などを実施

## **地域における雇用おこしの促進**

- ・ 市町村の地域づくりと連動した雇用増を伴う創業・新事業展開を支援する新一村一雇用おこし事業の積極的な活用による雇用の場づくり

## **情報の提供・年末相談**

- ・ ホームページを年内に開設し、離職した非正規労働者向けの再就職、生活支援策などの情報を提供
- ・ 年末における労働相談、経営・金融相談等に対応する相談窓口を開設

## **(2) 再就職に向けた生活支援対策**

### **住宅対策**

- ・ 各支庁に道営住宅の入居相談窓口を設置し対応するとともに、離職者の住まいの困窮度の状況に応じて道営住宅の活用について検討
- ・ 離職者の住宅確保への配慮などについて経済団体等に文書要請

### **生活対策**

- ・ 生活資金に係る貸付制度(勤労者福祉資金、生活福祉資金等)の周知、利用促進

### **就学支援対策**

- ・ 道立高校の授業料免除制度、私立高校の授業料軽減制度や公立・私立高校生の奨学資金貸付制度の周知、利用促進

## **(3) 経営・雇用状況に関する緊急調査の実施**

- ・ 企業の雇用状況やその動向を把握するため、従業員30人以上の雇用保険適用事業所(約7,800社)に対し、企業の経営・雇用状況に関する緊急調査を実施

## **(4) 国の二次補正の効果的活用に向けた検討**

### **「ふるさと雇用再生特別交付金(仮称)」**

- ・ 地域の実情や創意工夫に基づき、地域の求職者を雇い入れて安定した雇用機会を創出する取組を支援する「ふるさと雇用再生特別交付金(仮称)」の効果的な活用に向けた検討

[事業イメージ]

地域ブランド商品の開発・販路開拓事業、旅行商品を開発する事業、高齢者宅への配食サービス事業 など

### 「緊急雇用創出事業（仮称）」

- ・ 離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会を提供する取組を支援する「緊急雇用創出事業（仮称）」の効果的な活用に向けた検討

[事業イメージ]

森林整備を図る事業、高齢者等の介護補助を行う事業、補助教員によるIT・文化などの分野の教育の充実を図る事業 など

### （５）北海道雇用創出基本計画の着実な推進

- ・ 北海道雇用創出基本計画を着実に推進するため、平成20年度推進計画に掲げる関連施策について、一人でも多くの雇用創出につなげるという観点で全庁挙げて積極的に推進

雇用情勢を踏まえ、平成21年度も切れ目なく雇用対策に取り組むべく検討

## 3 推進体制等

### （１）緊急経済・雇用対策会議の設置

- ・ 雇用対策等の着実な実施に向け、庁内関係課長等で構成する「緊急経済・雇用対策会議」を随時開催

### （２）地方雇用創出推進会議の開催

- ・ 各支庁に設置した「地方雇用創出推進会議」を開催し、経済界・労働界・行政が連携した情報の把握と共有、一体的な取組を推進

### （３）北海道労働局との連携

- ・ 北海道労働局が設置する「北海道緊急雇用対策本部」などを活用し、互いに得た情報の共有を図るなど、これまで以上に連携を強化